

# 「おくやみコーナー」のご案内

## 【 予 約 制 】

ご予約のお電話の際は、この「ご案内」をお手元にご用意ください。

**ご予約は、連絡をいただいた次の日より 3 日目以降(土日祝日を除く)になります。**

① 午前 10 時～ ② 午後 1 時 30 分～ ③ 午後 3 時 30 分～

電話番号：**0285-83-8143**

受付時間：平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時  
(午後 0 時～午後 1 時は除く)

〒321-4395 栃木県真岡市荒町 5191 番地  
真岡市役所 1 階 101 相談室(最終ページ参照)

■ 「おくやみコーナー」とは、市役所内の必要な手続きについて、故人に該当する手続きについての調査や、申請書の作成等をお手伝いするワンストップサービスです。

(例)葬祭費の請求、市税の相続人代表者指定届、障がい福祉に関することなど

■ 「おくやみコーナー」では手続きに必要な情報(亡くなった日、亡くなった方及び届出人等の氏名・住所・生年月日・連絡先等)を関係課と共有します。このことに同意いただけない場合は、おくやみコーナーはご利用いただけません。

■ 手続きの内容によっては、当日完了しない場合もあります。

■ それぞれの担当課において、手続きをすることもできます。

■ 戸籍等を請求する場合は、死亡届を提出してから、土日祝日を除く

7日～14日以降のご予約をおすすめいたします。(本籍地や届出地により変わります)

市民生活部 市民課 窓口係「おくやみコーナー」

## お持ちいただくもの

<b>《亡くなられた方》</b>	※見当たらない場合など、お持ちいただけなくても状況にあわせてご案内いたします。
<input type="checkbox"/>	印鑑登録証
<input type="checkbox"/>	国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書 ※ 世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険の加入者がいるときは国民健康保険加入者全員の資格確認書 ※ 限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証 等
<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証 ※ 負担割合証、負担限度額認定証 等
<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
<input type="checkbox"/>	医療費受給資格証(こども、ひとり親、重度心身障害者)
<input type="checkbox"/>	その他、市役所から交付された証書類

<b>《ご遺族の方》</b>	
<input type="checkbox"/>	来庁される方(届出人)の本人確認書類 ・ 写真付きのもの(1点) ※ マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳など ・ 写真付きのものがない場合は、次のものから2点 ※ 健康保険資格確認書、介護保険被保険者証、年金手帳など
<input type="checkbox"/>	預貯金通帳(相続人代表及び喪主のもの) ※ 振込先の口座変更、葬祭費などの申請に必要
<input type="checkbox"/>	印鑑(認印)(相続人代表及び喪主のもの) ※スタンプ印は不可
<input type="checkbox"/>	葬儀を行った方(喪主)を確認できるもの ※ 会葬礼状、葬儀の領収書、火葬許可証等
<input type="checkbox"/>	委任状 ※ 相続人以外の方が来庁される場合には、別紙の委任状に必要事項を記入してお持ちください。

記入される前にお読みください。

- ※ 必ず委任者が全ての項目を自書し、原本を提出してください。
- ※ 下記の委任行為、委任事項について委任者へ電話で確認させていただく場合がありますので、昼間に連絡が取れる電話番号を記入してください。
- ※ 委任状の作成日より3ヵ月以内に申請してください。

## 委任状

(宛先)真岡市長

令和 年 月 日作成

委任者(相続人代表)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

(亡くなられた方のお名前)

\_\_\_\_\_ の死亡に伴う下記の事項について、次の者に委任します。

代理人(窓口に来る方)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日 \_\_\_\_\_

委任事項(委任する事項の口に ✓ を付してください。)

※ ✓ のないものは委任状として使用できません。

- 未支給年金又は遺族年金等の請求及び相続手続きに必要な戸籍(除籍)、改製原戸籍の謄(抄)本及び住民票(除票)の交付申請及び受領に関する権限
- 国民年金及び国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、障がい福祉、市税(市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税)、料金及び使用料等(上下水道料、保育料、墓地管理手数料、住宅使用料等)に関する届
- その他、下に記載する権限

\_\_\_\_\_

※ 印鑑登録証明書の発行には、印鑑登録カードが必要です。

戸籍等の広域請求は、委任状添付にかかわらず、配偶者又は直系の方に限ります。

## 市役所で「おくやみ後の手続き」を行う方

おくやみ後の手続きは、主に相続人のいずれかの方に、相続人の代表として手続きを行っていただきます。相続人となる方が直接来庁してください。相続人が来庁できない場合は、委任状が必要となります。

### 相続人になる人の順位

配偶者・子がいる場合 …………… 第1順位【配偶者と子】



子・孫がない場合 …………… 第2順位【配偶者と本人の父母】



本人の父母がない場合 …………… 第3順位【配偶者と本人の兄弟姉妹】

